

「課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業」

研究テーマ審査要項

平成25年7月24日

「課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業」事業委員会決定

改正：平成25年9月27日

改正：平成26年4月23日

改正：平成27年3月26日

改正：平成28年7月15日

改正：令和2年1月16日

改正：令和2年6月16日

改正：令和3年4月13日

改正：令和3年11月4日

改正：令和5年4月6日

「課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業」（以下「本事業」という。）研究テーマの審査は、この審査要項に従って行うこととする。

なお、この審査要項において、「事業委員会」とは課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業事業委員会のことをいう。また、「部会」とは、領域開拓部会、実社会対応部会、グローバル展開部会又は学術知共創部会のことをいう。「研究テーマ」とは、事業委員会で決定した課題に関する研究テーマ設定型又は研究テーマ公募型の研究テーマのことをいう。

第1 共通事項（学術知共創プログラムを除く）

1. 審査方法

(1) 手順

1) 研究テーマ設定型研究テーマ

- ① 事業委員会は、事業委員会委員から提案のあった研究テーマについて、提案委員が作成する「設定する「課題」提案書」に基づき、合議により研究テーマ候補及び研究代表者候補を選定する。
- ② 委員長は、選定された研究代表者候補に対して、具体的な「研究計画書」の提出を求める。
- ③ 事業委員会は、研究代表者候補から提出された「研究計画書」に基づき、ヒアリング審査を行い、採択研究テーマを決定する。

2) 研究テーマ公募型研究テーマ

- ① 部会委員は、申請のあった研究テーマの「研究提案書」に基づき、個別書面審査を行う。
- ② 部会は、部会委員による個別書面審査の結果に基づき、合議により採択研究テーマを決定する。

(2) 個別書面審査

部会委員は、審査要項 第2に掲げる「審査に当たっての主な要素と観点」に定める要素毎に、以下の基準により評点を付した上で、研究テーマの総合評点を付す。

(要素毎の評点)

評点	評価基準
S	非常に良い
A	良い
B	やや不十分な点がある
C	不十分

(総合評点)

評点	評価基準
S	是非採択すべきである
A	採択すべきである
B	やや不十分な点があるものの、採択しても良い
C	採択すべきではない

(3) ヒアリング審査

- 1) ヒアリング審査は、別に定める「ヒアリング実施要領」により行う。
- 2) 事業委員会委員は、ヒアリング審査を実施した研究テーマについて、審査要項第2に掲げる「審査に当たっての主な要素と観点」に定める各要素に着目し、総合的に判断の上、次表により評点を付す。

評点	評価基準
S	是非採択すべきである
A	採択すべきである
B	やや不十分な点があるものの、採択しても良い
C	採択すべきではない

- 3) 事業委員会は、事業委員会委員の付した評点に基づき、合議により研究テーマを決定する。

(4) 留意事項

事業委員会及び部会は、研究テーマの決定に際しては、必要に応じて若手研究者が研究

代表者となっている研究テーマに配慮する。

2. 利害関係者の排除

- (1) 委員は、研究代表者として本事業に参画することができない。
- (2) 委員は、以下のいずれかに該当する場合は、速やかに申し出るとともに、当該研究テーマについての審議及び決定並びに当該研究テーマに関する個別の議論に加わることをできない。
 - 1) 委員自らが研究プロジェクトチームの構成員となっている場合、又は当該研究テーマの提案に関与している場合
 - 2) 研究プロジェクトチームの構成員との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合
 - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - ② 緊密な共同研究を行う関係
(例えば共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究會メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
 - ③ 同一研究単位での所属関係 (同一講座の研究者等)
 - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - ⑤ その他、委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される関係
- (3) ただし、「研究テーマ設定型研究テーマ」においては、自らが研究テーマの提案委員である場合は、当該研究テーマの提案者として個別の議論に加わることができるが、審議及び決定には加わることはできない。

3. 秘密保持

- (1) 委員として審査の過程で知り得た個人情報及び審査内容に係る情報については、外部に漏らしてはならない。
- (2) 委員として取得した情報 (申請書類等各種資料を含む) は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理に当たらなければならない。

4. 審査結果の公開等

- (1) 審査の過程は、非公開とする。
- (2) 審査結果 (採択研究テーマ) については、以下の情報を、独立行政法人日本学術振興会のホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供する。
 - ・研究テーマ名
 - ・研究実施期間
 - ・責任機関名
 - ・研究プロジェクトチームの体制
(研究代表者・研究分担者の氏名・所属部署・役職名)
 - ・委託費配分額
 - ・研究計画書に記載されている「研究概要」
- (3) 委員の氏名等は、審査終了後、独立行政法人日本学術振興会のホームページへの掲載等により公開する。

第2 各部会個別事項（学術知共創プログラムを除く）

1. 実社会対応プログラム

(1) 審査方針

現実の人間社会における問題の解決を志向する社会貢献に向けた共同研究を推進するため、研究成果と実務を橋渡しできる者（「実務者」）の参画を得て、社会的貢献に向けた分野間連携による共同研究を実施し、研究推進から成果発信までの研究者と実務者の連携を目指すという「実社会対応プログラム」の趣旨、及び設定された課題の内容に合致する研究テーマを選定する。

(2) 審査に当たっての主な要素と観点

1) 研究テーマの性格

「研究計画書」及び「研究提案書」の内容がこのプログラムの趣旨及び設定された課題の内容に合致したものであるか。

2) 研究内容・方法

- ① 研究目的が明確な問題意識に基づく適切なものであるか。
- ② 研究方法是実証的・理論的根拠が適切なものであるか。
- ③ 政策や社会の要請に応える課題解決のための具体的な提案が期待できるか。
- ④ 研究成果が社会にもたらす効果について、具体的かつ現実的な見通しを持っているか。
- ⑤ 研究成果を適切に公開・普及させる計画は具体的か。
- ⑥ 学術的に高い水準が確保されているか。

3) 研究実施体制

- ① 研究代表者が研究テーマを推進する上で十分な研究能力及び経験を有するとともに、研究実施期間中、継続して研究活動全体に責任を持つことができるか。
- ② 研究プロジェクトチームは、研究テーマを総合的かつ効果的に推進できるまとまりのとれた構成となっているか。
- ③ 研究成果と実務を橋渡しできる適切な者が参画しているか。

4) その他

- ① 研究遂行のための予算規模が適切であるか。
- ② 研究費の管理を担う、研究代表者の所属する研究機関の事務局の体制が整っているか。

2. グローバル展開プログラム

(1) 審査方針

国際学会をはじめとする学術空間にあつては、いわば世界標準のもとでの競争や協働が一般化しつつある状況の中、人文学・社会科学の様々な分野における諸外国との協働を推進するため、国際共同研究を実施し、国際的なネットワークの構築による海外の研究者との対話やグローバルな成果発信を目指すという「グローバル展開プログラム」の趣旨、及び設定された課題の内容に合致する研究テーマを選定する。

(2) 審査に当たっての主な要素と観点

1) 研究テーマの性格

「研究計画書」及び「研究提案書」の内容がこのプログラムの趣旨及び設定された課題の内容に合致したものであるか。

2) 研究内容・方法

- ① 研究目的は国際的なネットワークを構築し、諸外国との協働を推進するものであるか。
- ② 研究方法は研究目的を達成するために適切なものであるか。
- ③ 日本の学術のグローバル化に寄与・貢献することが期待できるか。
- ④ 日本の研究者（特に若手研究者等）が海外の研究環境の中で協働する機会が計画されているか。
- ⑤ 研究成果を国際的に発信し、普及させる計画は具体的か。
- ⑥ 学術的に高い水準が確保されているか。

3) 研究実施体制

- ① 研究代表者が研究テーマを推進する上で十分な研究能力及び経験を有するとともに、研究実施期間中、継続して研究活動全体に責任を持つことが期待できるか。
- ② 研究プロジェクトチームは、研究テーマを国際的かつ効果的に推進できるまとまりのとれた構成となっているか。
- ③ 海外の研究者・関係機関等との間で研究実施のための準備状況は整っているか。

4) その他

- ① 研究遂行のための予算規模が適切であるか。
- ② 研究費の管理を担う、研究代表者の所属する研究機関の事務局の体制が整っているか。

3. 領域開拓プログラム

(1) 審査方針

人文学・社会科学においては、個別の分野の精緻化が進む一方で、ときに研究テーマの極端な細分化が生じている。この問題を克服し、人間・社会・自然の全体的理解に向けて、諸学の密接な連携や総合性を視野に入れた共同研究を推進する必要がある。このため、異なる学問分野の研究者の参画を得て、新たな研究領域への予想外の飛躍をもたらすような課題の追求や方法論の継続的な改良を目指すという「領域開拓プログラム」の趣旨及び設定された課題の内容に合致する研究テーマを選定する。

(2) 審査に当たっての主要要素と観点

1) 研究テーマの性格

「研究計画書」及び「研究提案書」の内容がこのプログラムの趣旨及び設定された課題の内容に合致したものであるか。

2) 研究内容・方法

- ① 研究目的として、異分野間での連携と協働が明示され、その結果、人文学・社会科学の新たな展開・発展が期待できるものであるか。
- ② 研究方法は研究目的を達成するために適切なものであり、かつ、研究者同士が十分に議論を行い、分野による方法論や価値観の違いが存在することを相互に理解し、補完し合うものであるか。
- ③ 研究成果を適切に公開・普及させる計画は具体的か。
- ④ 学術的に高い水準が確保されているか。

3) 研究実施体制

- ① 研究代表者が研究テーマを推進する上で十分な研究能力及び経験を有するとともに、研究実施期間中、継続して研究活動全体に責任を持つことができるか。
- ② 研究プロジェクトチームは、研究テーマを総合的かつ効果的に推進できるまとまりのとれた構成となっているか。
- ③ 研究プロジェクトチームは、異分野連携を図る分野の研究者で適切に組織されているか。

4) その他

- ① 研究遂行のための予算規模が適切であるか。
- ② 研究費の管理を担う、研究代表者の所属する研究機関の事務局の体制が整っているか。

第3 学術知共創プログラム

1. 審査方法

(1) 手順

- 1) 部会委員は、申請のあった研究テーマの「応募内容提案書」に基づき、個別書面審査を行う。
- 2) 部会は、個別書面審査の結果も考慮し、合議によりヒアリング審査対象研究テーマを選定する。
- 3) 部会は、ヒアリング審査対象者から提出された「応募内容提案書」及び「ヒアリング資料」に基づき、ヒアリング審査を行い、合議により採択研究テーマを決定する。

(2) 個別書面審査

部会委員は、5. (2)に掲げる「審査に当たっての主な要素と観点」に定める要素の個別項目毎に、以下の基準により評点を付し、その評点を勘案した上で要素毎に評点を付した上で、研究テーマの総合評点を付す。

(要素の個別項目毎の評点)

評点	評価基準
◎	求められる水準を上回っている
○	求められる水準には達している
×	求められる水準に達していない

(要素毎の評点)

評点	評価基準
S	非常に良い
A	良い
B	やや不十分な点がある
C	不十分

(総合評点)

評点	評価基準
S	是非採択すべきである
A	採択すべきである
B	やや不十分な点があるものの、採択しても良い

C	採択すべきではない
---	-----------

(3) ヒアリング審査

- 1) ヒアリング審査は、別に定める「ヒアリング実施要領」により行う。
- 2) 部会委員は、ヒアリング審査を実施した研究テーマについて、5. (2)に掲げる「審査に当たっての主な要素と観点」に定める各要素に着目し、総合的に判断の上、次表により評点を付す。

評点	評価基準
S	是非採択すべきである
A	採択すべきである
B	やや不十分な点があるものの、採択しても良い
C	採択すべきではない

- 3) 部会は、部会委員の付した評点に基づき、合議により研究テーマを決定する。

2. 利害関係者の排除

- (1) 委員は、研究代表者として本事業に参画することができない。
- (2) 委員は、以下のいずれかに該当する場合は、速やかに申し出るとともに、当該研究テーマについての審議及び決定並びに当該研究テーマに関する個別の議論に加わることができない。
 - 1) 委員自らが研究プロジェクトチームの構成員となっている場合、又は当該研究テーマの提案に関与している場合
 - 2) 研究プロジェクトチームの構成員との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合
 - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - ② 緊密な共同研究を行う関係
(例えば共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究會メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
 - ③ 同一研究単位での所属関係 (同一講座の研究者等)
 - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - ⑤ その他、委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される関係

3. 秘密保持

- (1) 委員として審査の過程で知り得た個人情報及び審査内容に係る情報については、外部に漏らしてはならない。
- (2) 委員として取得した情報 (申請書類等各種資料を含む) は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理に当たらなければならない。

4. 審査結果の公開等

- (1) 審査の過程は、非公開とする。
- (2) 審査結果（採択研究テーマ）については、以下の情報を、独立行政法人日本学術振興会のホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供する。
 - ・研究テーマ名
 - ・研究実施期間
 - ・責任機関名
 - ・研究プロジェクトチームの体制
(研究代表者・研究分担者の氏名・所属部署・役職名)
 - ・委託費配分額
 - ・研究計画書に記載されている「研究概要」
- (3) 委員の氏名等は、審査終了後、独立行政法人日本学術振興会のホームページへの掲載等により公開する。

5. 個別事項

(1) 審査方針

未来社会が直面するであろう諸問題に係る有意義な応答を社会に提示することを目指す研究テーマを掲げ、人文学・社会科学から自然科学などの多様な分野の研究者や社会の多様なステークホルダー（産業界、NGO、マスコミ、行政、公益法人等）が参加して、人文学・社会科学に固有の本質的・根源的な問いを追究する研究を推進することで、その解決に資する研究成果の創出を目指す「学術知共創プログラム」の趣旨及び設定された課題の内容に合致する研究テーマを選定する。

(2) 審査に当たっての主な要素と観点

1) 研究テーマの性格

- ① 応募内容提案書の内容がプログラムの趣旨及び設定された課題の内容に合致したものであるか。
- ② 課題に関する有意義な応答を社会に提示することを目指したものであるか。
- ③ 人文学・社会科学から自然科学などの多様な分野の研究者や社会の多様なステークホルダーが参加して、人文学・社会科学に固有の本質的・根源的な問いを追究するものであるか。
- ④ 人文学・社会科学を軸として新たな学術知を共創することが期待できるものであるか。

2) 研究内容・方法

- ① 研究内容はパラダイムの革新や創造を目指して取り組んでいるものであるか。
- ② 研究内容は現状の諸課題やそれに対する取組を踏まえながら、解決策が十分には探究されていない、あるいは問題が顕在化していない30年～50年先の国際社会や我が国社会を見据えた長期的な視座が必要なもので、かつ人文学・社会科学が

中心となって取り組むことが適当と考えられるものであるか。

- ③ 研究方法は研究内容を達成するために適切なものであるか。
- ④ 研究計画は人文学・社会科学と自然科学の双方に学術的視野の広がりをもつ人材の育成に寄与することが期待できるものであるか。
- ⑤ 研究成果を適切に公開・普及させる計画は具体的か。
- ⑥ 研究成果及びその普及によって、より広い学術や社会の発展への寄与が期待できるか。
- ⑦ 学術的に高い水準が確保されているか。

3) 研究実施体制

- ① 研究代表者が研究テーマを推進する上で十分な研究能力及び経験を有するとともに、研究実施期間中、継続して研究活動全体に責任を持つことができるか。
- ② 研究プロジェクトチームは、研究テーマを総合的かつ効果的に推進できるまとまりのとれた構成となっているか。
- ③ 専門分野、性別、年齢、国籍、所属機関などに関して多様性をもっているとともに、世代間の協働や国際的な取組にも配慮して構築されているか。
- ④ 研究期間終了後において、研究者間のネットワークの広がりが期待できるものか。
- ⑤ 国際ネットワークのハブとなり、国際的にリードすることが期待できる体制になっているか。

4) その他

- ① 研究遂行のための予算規模が適切であるか。
- ② 研究費の管理を担う、研究代表者の所属する研究機関の事務局の体制が整っているか。